

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録 ＜第32号＞

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月13日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第 32 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 13 日 金曜日
開 会 午後 1 時 15 分
散 会 午後 3 時 45 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	瀬 長 美佐雄

委 員 当 山 勝 利

欠 席 委 員

委 員 比 嘉 瑞 己

証人喚問のため出席した者の職・氏名

(証人)

玉 城 康 裕

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、沖縄県知事玉城康裕氏に出席をお願いしております。

玉城証人からは、質問確認のための筆記用具の使用及び手元での確認メモの持込みについて申出がありましたので、委員長として了承したことを御報告いたします。

また、玉城証人から申出のあった補助者につきましては、先の委員会でも確認したとおり、知事公室基地対策統括監又吉信氏及び、知事公室基地対策課主幹町田光弘氏の同席を認めておりますので、念のため御報告いたします。

これより、玉城康裕氏への証人尋問を行います。

玉城証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関する

とき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いいたします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 玉城康裕証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○玉城康裕証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事もなくさず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年3月13日、玉城康裕。

○西銘啓史郎委員長 着席願います。

証人は、宣誓書に署名・捺印願います。

ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、証人が補助者に助力を求める際には、その旨を申し出た上で、委員長の許可を得てから行うようにしてください。

なお、補助者は自ら発言することができないこと、証人から助力を求められた場合にのみ補助できることについて、御留意願います。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、基本的に、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより玉城証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは玉城康裕さんですか。

○玉城康裕証人 はい、そうです。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○玉城康裕証人 職業は、———。生年月日は———です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの訊問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 玉城知事、こんにちは。本日はありがとうございます。

よろしく願いいたします。

この今回のこのワシントン事務所の設立なんですけど、沖縄県の重要政策としてやはり進められてきたと思います。

知事はこの事業の最終的な責任者であるという認識で、まずよろしいですか。

○玉城康裕証人 沖縄県の行政を預かる長として、その責任を担っているものと思います。

○徳田将仁委員 この知事はですね、ワシントン事務所の事業について、就任時から、これまで事業内容や予算執行について定期的な報告は受けてきましたか。

○玉城康裕証人 私がこのワシントン事務所についての問題は、令和6年10月24日の令和5年度一般会計決算に関する審査、総務企画委員会での審査の経過、その報告を私と両副知事に、まず概要を電話で報告をいただきました。

そのときから知り得ているものであります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から知事就任時からワシントン事務所に関しての報告を受けているかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○玉城康裕証人 それは知事就任当初から受けております。

○徳田将仁委員 誰から報告を受けていましたか。そして、報告頻度も教えてください。

○玉城康裕証人 所管する基地対策課ですから、主に知事公室長と担当課長から報告があったと思いますが、報告の頻度については、そのときそのときによって回数が異なるものと思います。申し訳ありませんが、累計については覚え

ておりません。

○徳田将仁委員 報告の頻度というのは、大体例えば半年に1回ほど受けていたとか、3か月に1回ほど受けていたとか、1年に1回この報告があったんだとかという頻度でよろしいので、お答えください。

○玉城康裕証人 通常の場合には、主に月に1回から2回、そして、例えば私が訪米等をする予定が近づいてくると、それに必要なその経緯、準備の経緯等についての報告があるというような形であります。

○徳田将仁委員 それでは、先ほど少しお答えしていただいたんですが、質問したいと思います。このワシントン事務所設立に関する事業スキームについて、知事はこの法人格であることとか、例えば契約主体について、就任時からこれまでに具体的な説明を受けていましたか。

○玉城康裕証人 ワシントンへ駐在、通称ワシントン事務所については、就任当初から説明は受けておりました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からワシントン事務所の法人格等について説明を受けたのはいつかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 令和6年の10月24日、総務企画委員会における決算審査を受け、私にまず概要を電話で報告を受け、10月28日に決算審査の内容及び法人設立の状況等の説明を受けております。

○徳田将仁委員 令和6年までは、報告を受けていなかったということによろしいですか。

○玉城康裕証人 法人としての報告は受けておりませんでした。

○徳田将仁委員 説明を受けていないということであれば、ワシントン駐在事業は数千万円かかっているわけでありますから、この状況、詳細を把握せずに継続させてきたということではよろしいですか。

○玉城康裕証人 私はワシントン駐在、通称ワシントン事務所ということで、委託先と提携してワシントン駐在の事業を行っているというような認識でありました。

○徳田将仁委員 私の今質問したのは、結果として知らないまま行われて、公金をつぎ込んでいましたよねということを質問しただけです。それに対してお答えください。

○玉城康裕証人 業務として適切に経費は執行されていたものというように認識しています。

○徳田将仁委員 これまで様々な方を証人でお呼びしました。その中で、証人の証言では、出納員を置けないため特殊な資金スキームをつくったとされています。

知事は最高責任者としてこの事実を把握していましたか。

○玉城康裕証人 いえ、その報告はありませんでした。

○徳田将仁委員 ではもし把握してなかったとされるのであれば、知事公室長も含め知事公室は、知事に報告をしなかったという理解でよろしいですか。

○玉城康裕証人 報告をしなかったことは事実ですが、それが意図的であったのかどうかについては、お答えを差し控えます。

○徳田将仁委員 知事はこれまでですね、沖縄県ワシントン事務所の関連で、複数回アメリカのワシントンD Cを訪問されていると思います。その際は、どの種類のビザ、あるいはE S T Aで入国されたのか説明をお願いします。

○玉城康裕証人 E S T Aビザで都度訪米をしております。

○徳田将仁委員 知事のワシントンへの渡航目的を教えてください。

○玉城康裕証人 辺野古新基地に関する意見交換、それから沖縄における過重な基地負担の現状についての意見交換、それから例えば大学においては、その都度テーマを設けて学生に講演をするなど、情報収集と情報発信という本来のワシントン事務所の業務に沿う形で行いました。

○徳田将仁委員 そのビザ申請は、誰の手続によって行われたのか教えてください。外務省だったり、沖縄県だったり、ワシントン事務所だったり、民間企業だったり、どこが主体で申請を行ったのか教えてください。

○玉城康裕証人 私のビザに関しては、知事公室基地対策課が所管をしています。

○徳田将仁委員 E S T Aビザで審査を行ったとありますが、E S T Aというのはこの観光とか、短期、商用の制度であると思います。政策への働きかけなどのこういったロビー活動というところは、通常想定されていないと思うんですね。米政府、米議会、シンクタンクとかを伺っていると思うんですけど、E S T Aで行って問題ないという認識でよろしいですか。

○玉城康裕証人 E S T Aビザで問題はないという認識であります。

○徳田将仁委員 予算上ですね、ワシントン駐在員活動支援事業とかワシントン駐在員とか様々ずっと表現しているんですけど、ワシントン駐在所というのは存在しますか。

○玉城康裕証人 ワシントン事務所という表現は使いますが、駐在所という表現は私は使ったことはありません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から駐在所は存在するかという質問である旨の補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 ワシントン駐在所という表現を使っておりませんので、そのような事務所ではないというように思います。

○徳田将仁委員 百条委員会は、事実関係を明らかにするために資料提出を求めているんですけど、知事もその事実解明、全面的に協力する立場であるという認識でよろしいですか。

○玉城康裕証人 証言のとおりです。

○徳田将仁委員 もし知事がですね、本当に事実解明を望んでいるのであれば、そして何もやましいことがないのであれば、黒塗りの部分について開示するように指示すべきであると思うんですね。我々が再三要求しているにかかわらず、なぜ黒塗りの指示を出すのか教えてください。

○玉城康裕証人 必要な情報は可能な限り提出をするという前提において、なお様々な事情を考慮し、法規上それを明らかにしないというような判断で、そのような資料の提出になっているのではないかと思います。

○徳田将仁委員 なっているのではないかとじゃなくて、知事がこれ指示を出しているんですよという質問です。

○玉城康裕証人 全てが私のところにその決裁を求めてくるわけではありません。行政事務はそれぞれの所管で下ろしていますので、そこでの判断によるものと思料します。

○徳田将仁委員 私最初に質問したんですけど、この事業の最終的な責任者は誰かというときに、知事は私ですって答えました。だから、知事は今例えば関与していないとか、部下がこれ判断したというんだったら、結果として責任の全てを職員が負うことになると思うんですよ。

それでいいんですかという質問なんですけど、知事の見識を伺いたいと思います。

○玉城康裕証人 県庁は行政組織として、それぞれに誰が決裁を行うかということの事務規程にのっとり、それを規定されているものであります。ですか

ら、その規定されている手続にのっとって適正に行われているものというように思います。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくをお願いします。

このワシントン事務所の設立なんですが——私も当時関わってはいませんが、非常に沖縄の基地の問題ですとか、いろいろこうじかにアメリカへ訴えられるというところでは、非常に期待をしながら事務所の推移を見守ってまいりました。

ところが設立時の問題というところで、駐在員の就労ビザ取得ですね、法人設立でなければ駐在員の活動がかなわないんだと。運営を県出資の株式会社が担う形態を取られたというところが、この10年後にして明るみになったというところで、10年間の間で、補正がきかなかったのかなというのが非常に疑問があるところではあります。このことについてですね、知事はどうお考えなのか、お聞かせいただけませんか。

○玉城康裕証人 およそ10年にわたって是正の措置が講じられなかったという背景には、設立時に関係法令の理解不足や職員間のコミュニケーション不足などにより、必要かつ適切な手続が行われていなかったということなどに原因があるものというように反省をしております。

○仲宗根悟委員 この間、発覚してから必要な手続が行われなかったことに対しては、追認という形を取られたというように思っていますけれども。不手際というんでしょうかね、そういったことを知事自身が調査検証委員会を立ち上げられました。その検証をですね、検証委員会に委ねたというところは、どのようにしてこういう経緯に至ったのか、そのところを説明いただけませんか。

○玉城康裕証人 令和6年の10月28日に法人設立の状況等の説明を受け、その後、地方自治法等にのっとりた手続が取られていないということについては、至急調査をし、資料をそろえ追認の手続を取るよう、私からも指示をさせていただき、12月24日、ワシントンDCオフィス社の設立等について、文書で追認をし、12月26日、駐在職員の営利企業従事許可の手続を取らせていただきました。

○仲宗根悟委員 一連のこの追認、それからこの検証委員会の検証作業に委ねたというところでは、これまで10年間の適切な行政行為といえるでしょうか、手続を行わなかったということについては、反省の下にこの追認、あるいは検証委員会に委ねたというようなことだろうというふうに思っています。この検証委員会の報告を受けて、この事務所の閉鎖に至った理由というんでしょうかね、その動機というんでしょうか、それについては知事はどうお考えなんですか。

○玉城康裕証人 議会においても大変厳しい御意見を頂戴し、なおかつ調査検証委員会からも、不明な部分は明白にするべきであるというような様々な厳しい指摘も受けたこと等を踏まえ、ワシントン事務所を閉鎖したというような流れとなったと思います。

○仲宗根悟委員 閉鎖はいたしましたけれども、実情はしっかりとアメリカへ訴えるという点ではですね、いろんな方法、チャンネルを使ってこうやるべきだというふうに思ってますけれども、知事自身どうお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 今回のワシントンDCオフィス社の一連の経緯をしっかりとその反省を踏まえ、より透明性を持って、公務の信頼を伴う形での活動拠点について検討はできるのではないかと考えております。

○仲宗根悟委員 ありがとうございます。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 私たちがこの納めた巨額の血税が、遠くアメリカの地でいつの間にか株式会社に姿を変え、誰の正式な決裁も明確な領収書もないまま、約10年間にわたり使われ続けてきました。

玉城知事は、令和6年の10月まで法人の存在を知らなかったと主張しておりますが、しかし公金を預かる行政の最高責任者として、知らなかったから責任はないという論理は決して通用しません。

本日は客観的証拠に基づき、知事の重大な不作為の責任を問いたしたいと思います。

まず、これまで県庁側は株式会社だとは知らなかった、アメリカの業者や弁

護士が勝手にやったと責任転嫁を繰り返してきました。

しかし先日、現地のクラカワー弁護士は、株式会社Cコーポレーション以外
は実現不可能であり県側もそれを認識していた。初代所長らは自ら株券に署名
したと明確に証言をいたしました。もうこれでは言い逃れはできないと思っ
ております。県が主体的に株式会社を設立運営しながら、地方自治法に基づく議
会への経営状況報告を9年以上も怠り、巨額の予算を通過させてきました。こ
の議会と県民への重大な背信行為について、トップとしてどう責任を取るつも
りですか、お伺いいたします。

○玉城康裕証人 この間、このような事態が放置されているような状態になっ
たのは、まず当初の事前の検討不足、それから関係法令、特に米国の法律、国
内の法律の法令関係の理解の不足、それからいわゆる部局内におけるコミュニ
ケーション不足、そしてそれを遂行するに当たっての脆弱な組織体制等、いろ
いろな要因があったと考えており、私どももその反省にのっとってしっかりと
公務の信頼を得るべく、それぞれの主管部課において、担当職員を配置するな
どの再発防止策を取らせていただいているものであります。

なお、私の責任につきましては、議会に対して、私の報酬の減額条例を提出
させていただいております。

○高橋真委員 知事は知らなかったとか様々反省したと繰り返しております
が、令和2年11月の時点で、当時の担当班長が株式会社の実態に気づき、黒に
近いグレーと危機感を示すメモを作成し上司に報告をしておりました。

しかし、議会对応の多忙などを理由に、この違法状態のSOSは4年間握り
つぶされました。部下が重大な法的リスクに気づきながら、トップである知事
に報告すら上がらない。これは、県庁内部のガバナンスが完全に崩壊してい
ることの何よりの証明であります。トップとして組織を管理する善管注意義務を
完全に放棄していたという重過失の自覚はありますか。

○玉城康裕証人 今般のワシントン事務所の、この県庁内における事務の手続
は、やはりコミュニケーション不足にもその大きな要因があったということ
は、我々も認めております。なお、重過失かどうかについては、意見を控えた
と思います。

○高橋真委員 さらに知事は令和6年12月24日、過去の手続の不備を帳消しに
するような追認の最終決裁をしました。

しかし、その根拠となる1000ドルの出資金については、明確な領収書や送金記録は存在しません。客観的な証拠もないのに、委託料の中から出資したことにするという強引なつじつま合わせをあなたは決裁した。これは脱法的な公金支出を後づけの書類でもみ消しをしようとする組織ぐるみの隠蔽工作への加担ではありませんか、お伺いいたします。

○玉城康裕証人 私はそのような認識はありませんでした。

○高橋真委員 知事、今度はですね、現場の職員だけを処分をして、当時事業を指揮した幹部たちを無傷で済ませるような、トカゲの尻尾切りのような形では県民は納得するとは思いません。

この10年間にわたる違法状態と、それを後づけの書類で隠蔽しようとした組織的責任について、トップとして自ら全容を明らかにし、県民が納得する形でけじめをつける覚悟がおりなのか。これほどの組織的崩壊を招いた最高責任者としての知事自身の進退を含め、県民に対する明確な答弁を求めます。

○玉城康裕証人 先ほど申し上げましたとおり、このワシントンDCオフィス社の設立に関する手続、そしてその後の様々な行政書類の整備、及び適正適切な伝達が行われていなかったこと等については深く反省をし、係る状況については、令和7年11月14日にその報告書を公表するとともに、現職の職員6名に対しては訓告の措置を講じ、私自身の責任として、給与の減額条例を議会に提案させていただいています。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 よろしくお伺いいたします。

まずホームページについて御質問させていただきます。知事がワシントンを訪問した際、現地関係者との意見交換の場が設けられたことはありますか。またその場は飲食を伴う会合だったのか、覚えていますか。

○玉城康裕証人 主に先方の関連機関の事務所、もしくは議員の居室等において、意見交換を行ったものというように覚えております。

○宮里洋史委員 会食はなかったんですか。

○玉城康裕証人 いわゆる会食ということではなく、テーブルの上にコーヒーやお菓子が置かれ、それを自由にどうぞ召し上がってくださいというような形式の会合が中心だったと思います。

○宮里洋史委員 ワシントン事業の中では、様々なパーティーも開かれていたと思います。その点も含めて聞いていますので、証言をお願いいたします。

○玉城康裕証人 いわゆる意見交換という場ではなく、ミニ沖縄ナイトのように関係者を招待しまして、様々な、私自身が空手を披露したり、あるいは沖縄県産の食材を使って料理を提供しているという、そのような催し物はやったことがあります。

○宮里洋史委員 そういった際の経費の支出についてなんですけども、財源はどこから支出されていると認識なのかということと、参加者同士で割り勘などの負担が行われた記憶はございますか。

○玉城康裕証人 予算は、ワシントン駐在が活動するための委託費の中で、予算が含まれていると思いますが、すみません、もう1つの質問は……。

○宮里洋史委員 割り勘ですね、飲食代についての割り勘等があったかという。

○玉城康裕証人 いえ、特にそのような割り勘というような形ではなかったと思います。

○宮里洋史委員 次の質問に行きます。今回一連の問題、令和6年10月ということなんですけども、最初に知事としてどのような指示をされましたか、この検証に対して。

○玉城康裕証人 まず、ワシントン駐在と密に連絡を取り、至急この経緯に係る一連の流れを調べて報告するようにという、まずその最初の手続を、指示をさせていただきました。

○宮里洋史委員 知事は真摯にとよく答弁されますけれども、そのときも丁寧にしっかりとやるようにと伝えたということによろしいですか。

○玉城康裕証人 そのように手続を取ったものというように思料します。

○宮里洋史委員 県の報告書では、新たな事実が判明した場合には適切に対応するとされていますが、この認識は今でも間違いありませんか。

○玉城康裕証人 報告書を公表して以降、特に重大な新たな事実が生じた場合には、それについて検討を加えなければならないと考えております。

○宮里洋史委員 では新たな事実について、アメリカの法律事務所との契約について、長期契約、複数年契約が新たに明らかになっております。この点について、県として調査を行う考えはありますか。

○玉城康裕証人 その詳細については報告を受けておりません。

○宮里洋史委員 さらになんですけれども、令和7年4月、今日補助者で来られている統括監は委員会において、直接契約についても既にそのとき言及しているんですよ、1年近くたちますけど。そのときに確認するって答弁しております。

しかし、その内容は県の報告書に記載されていません。この点について知事はどのように受け止めますか。

○玉城康裕証人 その点についても、私への報告はありません。

○宮里洋史委員 知事、ということは百条の流れだったり、書類関係だったり、その今、都度都度の報告は、担当部局から聞いていないんですか。

○玉城康裕証人 いえ、報告書に係る内容については、百条委員会での取扱い等々も含めて、報告書を公表する段階で報告はしっかりと受けております。

○宮里洋史委員 今回、新たな事実というのは、クラカワー弁護士の証人喚問で、あくまで県と直接契約したっておっしゃったから、我々はしっかりと認識したというところなんですね。それで長期契約を結んでいることが分かって、それは、長期契約は地方自治法では認められているのが限りなく限定されたわけです。そういった新たな事実がある中で、再検証するお気持ちはございます

かって。

○玉城康裕証人 手続の手法について確認をさせていただきました。

この契約については、こちらから打切りの申出がない限り、自動更新という手続を取っているということになっており、もし必要であれば、その契約を終了して、また別の方と契約をするというような手法も取れるということのようであります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から今の証言内容は地方自治法に反するものではないかとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 当然予算執行ですから、単年度事業としてその都度、予算決算を上げてまいります。

契約に関しては、その打切りがない場合には、さらに更新をしていくというような形で手続を取るものであります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から自動更新は地方自治法上の問題があるのではないかとの指摘があり、委員長から証人に対して再度証言するように促しがあった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 後でしっかりと検査、調査をして報告をさせたいと思います。

○宮里洋史委員 知事、改めて聞きます。この県の調査報告書は知事お読みになられました。

○玉城康裕証人 はい、目を通しました。

○宮里洋史委員 目を通したのであれば、弁護士との契約でこの部分が触れていないのも分かると思いますので、またプラス新しい事実が再調査すると書いてあったので、それは再調査するということによろしいですか。

○玉城康裕証人 詳細な部分については少し記憶にございません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から新しい事実として調査する考えはあるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 御意見の内容が重大な新しい事実であれば、調査をしたいと思います。

○宮里洋史委員 今回の一連の流れなんですけども、組織として大きな体制の不備だと思うんですよ。

今回、今日の答弁も含めてなんですけども、もう行政がゆがんでしまっているとしか僕は思いません。この状況で、やっぱクロージングはなかなかできないと思います。そしてこの責任は誰にあるのか、県民はその答えを今待っていると思うんですね。知事御自身の責任について、改めてはっきり言及してください。

○玉城康裕証人 私は行政の長として、係るワシントンオフィス社の問題の経緯について深く反省をし、その再発防止に向けて、全庁を挙げてその監督体制も含めて取り組んでいかなければならないというように考えております。

○西銘啓史郎委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく願いいたします。

ではちょっと質問させていただきます。

まずですね、今回このワシントン駐在の問題において、最初の初期の段階でのこの設立当初の不備だったりとか連絡不足というのが、まさにこれが小さな連絡ミスが大きな問題になってきたというふうに私自身認識しています。そういった状況の中で、また県庁の中で本来であれば直せる状況、タイミングとかがあったんですけれども、それもなかなかできないような状況——例えば人員だったりとか、忙しさというところでできないという状況があって、このような問題になっていると思います。これワシントンの今回の駐在活動の問題において指摘されていますけれども、県庁内でのほかの事業に関しても同じようなことは考えられると思いますけれども、この今回の問題から出てきている再発防止策について、知事の見解をお願いいたします。

○玉城康裕証人 今、行政課題が非常に複雑多様化し、またスピード感が求められる環境にあっては、私は全庁各セクションにおいては、どの部署においてもやはり認識すべき要因であろうというふうに考え、その各部局の、いわゆる総務を取り扱う課においては、この内部統制に係る担当者を配置して、このような再発防止に努めるということを今、全庁挙げて取り組んでいるところであります。

○玉城健一郎委員 ぜひしっかりと知事公室だけじゃなくて、先ほど全庁的というお話がありましたけれども、ほかの部、外郭でもそういった問題があるかもしれません。ぜひしっかりと調査をしながら、正していただきたいと思います。

続きましてですね、今回、知事の是正措置、監査においてですけれども、ワシントン駐在というのは、10年間の間に、初期のいろんな様々な問題はありましたけれども、ただ、このやってきたこと、県民の声を受け米国に伝えていく、もしくは米国内での情報を沖縄県として取得していく、その様々な役割を果たしてきたと思いますけれども、これまでの実績について県知事としてどのようにお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 ワシントン駐在は、日頃から議員、あるいは議員補佐官の方々と情報交換を行い、この米国議会での動きや、それぞれの議員の求める情報提供などについても丁寧な意見交換を積み上げ、人間関係を、コミュニケーションをしっかりと高めてきたというように考えております。それは、議会調査局の各議員に配られる調査レポートの中にも、この普天間基地の問題、辺野古

新基地建設の問題についてもその記述が行われておりますし、また、各議員には、P F A S等の様々な環境汚染に関するそのような情報共有もできたということに非常に高い効果があると思います。

○玉城健一郎委員 歴代の県知事、デニー知事以外でも、仲井眞知事でも訪米をしたり、そしてまた必要性という事を述べられていたように、歴代の知事にしか分からないようなところがあると思います、設置について。知事、ちなみになんですけれども、この設立当初、衆議院議員でしたけれども、国会議員の立場からこのワシントン事務所ってどのように見ていましたか。

○玉城康裕証人 翁長知事が、この沖縄の基地問題をやはり現実的に解決しなければならないということで、ワシントンに事務所を置いたというようなことを聞いたときには、何といいますか、率直に言いますとさすがだなというような印象を持ちました。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ちなみに国会議員として、このワシントン事務所との関わりとかはありますか。

○玉城康裕証人 衆議院議員時代にも、当時の稲嶺名護市長とともに訪米をさせていただき、直接のその手配を受けたわけではないんですが、様々な米国における現況の情報などについての意見交換をさせていただきました。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

すみません、少し戻りますけれども、このワシントン駐在の問題に関して、いわゆるこの沖縄県の事務決裁規程の中で、知事が関与するものってどういったところがあるんでしょうか。その説明をお願いいたします。

○玉城康裕証人 すみません、確認をさせていただきましたけども、私にまで上がってくる決裁というのは、例えば地方自治法上追認を行ったというその手続の決裁、それから報告書を取りまとめたということの決裁、そのようなものが私のところへ決裁で上がってまいります。

○玉城健一郎委員 知事は様々な行政に携わっていると思いますので、この細かい状況というのはなかなか見る機会はないと思いますけれども、こういった

細かいものというのは、部長とか、知事公室長とか、そういったところから情報を得るという認識でいいんでしょうか。

○玉城康裕証人 軽微な内容については基地対策課長、それからやや三役に指示を仰ぐ内容の報告は知事公室長というように、それぞれその内容において報告を受けています。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひ、こういったなかなか現場レベルではいいと思っていたかもしれないですけれども、分からなかったりとかそういった問題がある中で、ぜひ知事、先ほど冒頭にも述べましたけれども、二度とこういったことがないように、しっかり行政の中で徹底していただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 よろしくをお願いします。

これまで沖縄県はシュルマン・ロジャースとワシントンコア社を介して再委託したとありますけれども、それは間違いないですか。

○玉城康裕証人 そのように思います。

○仲里全孝委員 しかし、クラカワー氏の証言ではですね、これまで沖縄県と直接契約を交わしたと証言しております。その説明はどうかされますか。

○玉城康裕証人 クラカワー氏の発言については、どの部分を捉えておっしゃっているのかは、私は認識はございません。

○仲里全孝委員 県の報告書を見るとですね、今回の法律事務所の契約は、処理に当たっては、直接県が契約すべきだったと報告書に書いてありますけれども、それで間違いないですか。

○玉城康裕証人 報告書に書いてある記述のとおりであると思います。

○仲里全孝委員 そうすれば、沖縄県は、契約は直接契約を交わしていないと

いうことですね。

○玉城康裕証人 報告書の記述のとおりであると思います。

○仲里全孝委員 休憩いたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から再度の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 次にいきます。

クラカワー氏は直接、沖縄県の当時の職員と全て契約を交わしたと。それには、当時の知事や職員も了解をしておりますというふうな答弁がありましたけど、これ事実ですか。

○玉城康裕証人 クラカワー氏の答弁の内容については、私は精査をしておりません。

○仲里全孝委員 これからいうと、直接、知事はその契約書は認識はされていなかったということでしょうか。

○玉城康裕証人 報告書に記述のとおりであると思います。

○仲里全孝委員 どういうふうに記述されていますか。

○玉城康裕証人 今手元に報告書がありません。

○仲里全孝委員 委員長、確認してください。

報告書の記述を、今記述のとおりって言っているから。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城証人から資料の内容が非常に細かいため読み上げても答えられない旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 よろしいです。私が言います。この法人設立はですね、沖縄県の職員2人が署名されております。それについては把握されていますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問内容の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 設立のサインはお一人、そしてその株券については、2人のサインというように確認をしております。

○仲里全孝委員 知事はいつ把握されたんですか。

○玉城康裕証人 今、質問をいただいて補助者に確認をいたしました。

○仲里全孝委員 この沖縄県の職員は誰ですか。契約書にサインしたのは誰ですか。

○玉城康裕証人 当時の設立趣意書には弁護士が、それから株券には、当時の職員2人が署名をしたというように確認をしております。

○仲里全孝委員 その株券に2人の県職員が署名をしているんだけど、それは沖縄県知事から権限委譲されたんですか。

○玉城康裕証人 私は当時のことについては記憶はございません。

○仲里全孝委員 この8年間、全然把握はされていなかったんですか。

○玉城康裕証人 私がこのワシントンオフィスの設立について認知を得たのは、令和6年10月24日の電話の報告及び28日の法人設立の状況等の説明においてであります。

○仲里全孝委員 そうすればですね、この職員2人はこの9年間、知事の決裁も受けない、それで法人設立あるいは株券に署名したということによろしいですか。

○玉城康裕証人 そのような設立当時の手続の不備、そして全体の関係法令の理解不足とコミュニケーション不足はあったものというように認識をしております。

○仲里全孝委員 地方自治法でですね、沖縄県の規則も照らして、知事の承認なしで職員が直接契約を結ぶことは、法令でどうなっていますか、適法ですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城証人から本日の質問項目に関連するのかとの確認があり、仲里委員から会社設立に係る株券記載の問題であり関連するとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 非常に細部にわたりますので、この件に関しては確認をしたと思います。

○仲里全孝委員 自主的にですね、9年間、職員が契約したということは、知事の決裁もなしにですね、契約権限委譲もされていないまま、このように行政運営がされたということは、これ9年間の行政処理は無効になりませんか。

○玉城康裕証人 そのような手続を取ったということの報告がなかったということは深く反省をしているところでありますが、他方で、米国の法律によってはその活動が合法で認められていたということでもあります。

○仲里全孝委員 知事、私が確認しているのはですね、沖縄県の県職員が、直接法人設立に署名をして、あるいは株券に関して2人が署名をして、知事の決裁もなしに株式会社、いわゆる法人組織で、行政運営をこれまで9年間行ったこと、それは行政処理として無効になりませんかということです。

○玉城康裕証人 係る地方自治法上の手続については、後刻追認をさせていただいておりますが、なお、指揮監督が不十分であったということは我々も認識をしております。

○仲里全孝委員 知事、あと1点ですね、これまで皆さんがワシントンに法人組織を設置をして、これまでいろんな疑義がありました。この外国にですね、法人組織を沖縄県が設置するということは、法律上これ抵触しないですか。外務省を通して、これ外務省の所管事項ではないですか。

○玉城康裕証人 米国に当初の事務所を設置する経緯につきまして私が聞いておりますのは、当時は米国の法律にのっとって、そのように適法な手法を取ったということであります。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、下地康教委員。

○下地康教委員 知事お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

今回の事案ではですね、職員の責任、つまり処分について訓告という注意書きレベルにとどまっておりますけれども。一事不再理の原則を踏まえた上でですね、今後新たな事実が出てきた場合には、追加で職員の処分を検討することがあり得るというふうに思いますが、どうですか。

○玉城康裕証人 私どもが報告書を作成しそれを取りまとめるに当たって、懲戒の権限について、部局において精査をしたところ、訓告が適当であるというような結論に至ったものであります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から、今後新たに不適切な処理の事実等が出てきた際には、追加で職員の処分を検討する可能性があるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 新たな重大事項が発生した場合には、当然私どもはそのことについて調査を行いますが、職員の責任処分等については、今は答えを差し控えます。

○下地康教委員 今回の職員の処分はですね、監査委員からの指摘があったかどうか。またはですね、その意見をですね知事は監査委員に求めたかどうか、それちょっとお聞きしたいと思うんですけど……。

○玉城康裕証人 監査から特に処分に関する意見がございませんでしたし、私も監査に確認を行っておりません。

○下地康教委員 次に行きます。

このワシントン事務所、それは存在していたかという質問ですが、これイエスかノーかで答えてください。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から発言訂正の申し出があり、再開して質問し直すこととなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員 ワシントン駐在所は、存在していたのか。

これはイエスかノーかで答えていただけますか。

○玉城康裕証人 冒頭でもお答えいたしましたけれども、私はワシントン駐在所というような名称では使っておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員からイエスかノーで答えてほしい旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 丁寧に答えさせていただいております。

○下地康教委員 これ丁寧じゃなくて、私の質問はイエスかノーかということですが、そのどちらかを選んでいただけませんか。

○玉城康裕証人 私が駐在所という言葉を使っていないということは、つまり駐在所ではないという表現を取れると、ノーと推察されると思います。

○下地康教委員 会社を設立する当時ですね、県の職員2人とですね、アメリカの弁護士が協議をして、設立をしているということをですね、今回の参考人招致で答えております。

それについて、これ合法というふうに判断しますか。これもイエスかノーかで答えてください。

○玉城康裕証人 設立に関しては、様々な取組がありますので、それを総合して、イエスかノーかでお答えするのは難しいと思います。

○下地康教委員 それでは、この設立の問題に関してですね、今回追認をしたかどうか。それもイエスかノーかで答えてください。

○玉城康裕証人 地方自治法上で、その手続が取られていなかった一連の事項については、追認をいたしました。

○下地康教委員 いや、弁護士と、あの当時のアメリカにいる職員の、その設立に関する契約、それが合法かどうか、その判断ですね。

○玉城康裕証人 おそらく弁護士の提案によって、アメリカの法律にのっとって、その手続が行われたものと思います。

○下地康教委員 それでは合法という判断でよろしいですね。

○玉城康裕証人 米国の法律においては、合法だったと思います。

○下地康教委員 それでは追認をするということには、該当しないという理解でよろしいですか。

○玉城康裕証人 地方自治法上の手続が取られていなかったことについて、私たちは、それを追認したということであります。

○西銘啓史郎委員長 次に、当山勝利委員。

○当山勝利委員 知事、よろしくお願いいたします。

証人尋問一覧表ということで証言を求める事項に従ってお伺いしておりますが、行政トップとしての責任、認識というのは、冒頭のほうで発言されていますので、それに対するまた説明責任というのもあると思うんですが、今回この事態においての説明というのは、どのような場所でどのようにされたのか御説明ください。

○玉城康裕証人 公的な説明の責任は、議会、委員会、そして百条委員会で、各々その求められた質問に対して、真摯に提供できる資料は提供をし、そして真摯に答弁をさせて、説明に尽くしてきたと、努めてきたというふうに思います。

○当山勝利委員 分かりました。

次に再発防止に関してですね、ワシントン駐在の活動及び、O k i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , i n c . の設立経緯等に関する報告書にもあるんですが、再発防止というよりも教訓というものは書かれています。

であれば、その教訓を生かしながら再発防止はどのような方針でいかれるつもりか伺います。

○玉城康裕証人 私はやはり知事として、公務の遂行に対する県民の信頼を保持すること。公務に対する信頼を損なわないこと。それは全庁的な取組につなげなければならないという観点から、内部統制をしっかりと機能させた上で、各主要所管課には、その専任者を置いて、しっかりとその状況の把握に努めるということも、全庁として取組を進めているところであります。

○当山勝利委員 やはりこういうことが起きたことに関しては、最初あったように責任等々いろいろ述べられました。問題があるということも認識されていると思います。

やはりそれは、ワシントンだけでなくいろんな意味において再発防止というのは必要だと思います。似たような事象が出てくると思いますので、であれば、やはりしっかりやっていただきたいと思います。そこら辺の認識について伺います。

○玉城康裕証人 今回は、繰り返しますけれども、まずワシントン事務所、ワシントンオフィス社においては、設立に関する事前の検討不足、それから関係法令の理解不足、職員間のコミュニケーション不足、さらには組織体制として非常に脆弱であったということが挙げられております。

そのような点について、より高い透明性を持って、適正な事務執行ができるよう、改めて確認をしながら取り組んでいきたいというように考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

あとですね、ワシントン駐在員がワシントンでいろいろ活動されてきた、その政策的な意義について、どのようにお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 日本全体の0.6%の県土面積の、その県土及び周辺に、日本全体の約70.3%もの米軍専用施設面積を有する日本の一県として、米国において拠点を設けて直接、情報提供、意見交換を行いながら、日米同盟の在り方についての考え方をお互いに確認をするという意味においても、非常に重要な役割を果たしていたというふうに思います。

○当山勝利委員 前の質疑の中で、知事は人間関係を深め、アジアの方々とワシントンDCにいらっしゃる方々と、人間関係をつくり高めてきたような発言があったと思います。それは非常に私も重要な点ではあると思います。それを

本当に今後も生かしていくべきだと思いますが、どのように考えますか。

○玉城康裕証人 今回のこの一連の経緯の確認そして報告書にある点等について、しっかりと猛省を踏まえ、この間のワシントン駐在が行ってきた活動を適正に評価をし、なお一層高い透明性を持って、その米国における活動が、また継続していけるように、真剣に検討してまいりたいと思います。

○当山勝利委員 先ほど申し上げた報告書というのは教訓という形でしかありません。具体的にこういうふうにしていこうというものはありません。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 すみません、失礼しました。

その教訓の中にはやはり先ほども申し上げましたけれども、事前の確認不十分なところ、そしてコミュニケーションが取れていなかったところ、その書類をきちんと整備をし保管をした上で、継承する手続を取っていないことなどなど、行政の事務執行においては、決して看過されるべきことではないという内省、猛省が我々にあります。

ですから、そのことをしっかりとこの公務の信頼をしっかりと得るための教訓として、常に我々が意識して事務執行に当たっていかなければならないということであろうと思います。

○当山勝利委員 この件に関しては、もう繰り返しになりますけれども、ワシントンDCオフィスに関するだけでなく、行政全般的に関わってくることだと思います。

それをしっかりと、知事はじめ職員の方々に浸透させていくことが必要だと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○玉城康裕証人 私、県知事としての、この県庁の責任者としての役割もそうですが、なお、職員の各位においても引き続き、やはりその県民の奉仕者として法令等遵守し、真摯に、この日々の業務に努めていただきたい。折を見て、そのようなお話もさせていただいております。

○当山勝利委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 ワシントン事務所はですね、知事にとっても米国での政治活動関連としては必要不可欠な位置づけであったということは認めましたよね。

○玉城康裕証人 はい、認めます。

○大浜一郎委員 このような重要な事務所なんですけども、この県の資料によればですね、法人手続、また法人の形態までね、選択まで、県自身が行ったということが分かっています。なぜそのような重要な記録がですね、明確に存在しないのか。知事はこれ不可解なことだというふうに思いませんか。

記憶が薄れてもですね。記録として残すのが行政の仕事ではないかと、私たちはそう思うのですがどうですか。

○玉城康裕証人 設立当時、事前の検討不足、それからその後のきちんとした継承ができていなかったことについて、このような不備の状況を生じさせてしまったというように認識しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から皆知らない、記録がないということを不可解だと思わないのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 収集できる資料は収集をし、それを百条委員会にも提供をし、さらに、委員皆様の質問にも、可能な限り真摯にお答えさせていただいております。

○大浜一郎委員 次はですね、これは知事の公約実現のために、知事は結果として、米国において公務員である県職員に米国でL 1 ビザを取得させて、主に米国内での政治的ロビー活動に就労させていた事実があります。それは認めますよね。

○玉城康裕証人 F A R A登録を行った上で、情報収集、情報発信の業務に努

めていただいていたものと思います。

○大浜一郎委員 これ基本的に政治的なロビー活動をするということは、議会でも答弁しているんですよ。

公務員が政治的ロビー活動に従事をさせられていたという事実があるんですよ。それを認めますよね。

○玉城康裕証人 私は職員のロビー活動という表現よりも、情報の収集と情報の提供、意見交換というそういう業務の在り方は正当であったというように思います。

○大浜一郎委員 じゃ、公務員が政治的な活動をしていなかったということですか。それともやっていたけど、それは情報収集だから別に政治的な活動はないというふうにお考えですか。

○玉城康裕証人 私の認識では、F A R A登録における、いわゆる政治活動と呼ばれるものと、地方公務員法の政治活動というものは違うというように考えております。

○大浜一郎委員 知事は、なぜL 1ビザを取得させなければならなかったのかという理由が分かっていますか。

○玉城康裕証人 米国において、長期活動をするというためであります。

○大浜一郎委員 じゃ、ロビー活動については、そういう就労させていた事実はないと。そういう認識はないということですか。

○玉城康裕証人 先ほども申し上げましたけれども、F A R A登録における活動において、従事をしていたということだと思います。

○大浜一郎委員 質問を変えます。

ワシントン事務所においてですね、県税の使途や行政行為など、管理などですね、従事すべき仕事内容と異なる行為がワシントン事務所内において長期間続いていたということについては認めますか。

○玉城康裕証人 この間の当初からの事務事業に、事務作業に関する資料が整備されていなかったことには、その欠如している部分があったというふうに認識をしています。

○大浜一郎委員 度々知る機会があったという質問が何度か出ています。

しかしそこで知ろうとしなかった県がいるんですね。その点についてはどのように今考えていますか。

○玉城康裕証人 その時々についての記憶は、私はございません。

○大浜一郎委員 知事、これ確認ですけどね。知っていて是正しなかったら、これは関与責任になりますよ。

知らずに任せきりになってくるところが監督責任が問われ、責任転嫁ということになることを行政の長として、これ理解されていますか。

○玉城康裕証人 令和6年10月24日及び28日に係るワシントンDCオフィス社についての、その状況があったという報告を受けて、至急それに係る経費についての調査を行い、そして、その報告を受けた上で、地方自治法上に伴う追認の手続を取るよう指示を出しました。

○大浜一郎委員 僕が今聞いているのは、知っていて是正しなかったら関与責任になりますよ。それで任せきりになっていたら監督責任と責任転嫁になるということの認識が、行政の長としてありますかということですよ。

○玉城康裕証人 私が知り得たのは、令和6年の10月24日及び28日でありますので、その知り得た時点で、部局に対して、基地対策課に対して、資料を収集し、報告の上、手続を取るよう指示をした次第であります。

○大浜一郎委員 今おっしゃった知事が知り得た日にち以前には、全く分からないと。全く精査もしたことがない、何の会議もしたことない、知ろうとしなかった。そういうことですか。

○玉城康裕証人 私の訪米のときにも、ワシントン駐在がその事務内容として、適宜、適切に執行しておりましたので、私はそこには、特に問題が生じていたという認識ではありませんでした。

○大浜一郎委員 知事ね、これだけ議会から指摘されている問題があります。

県民の税金の使途についてね、不明瞭さね。多くの行政手続、法的な疑義を吟味してですよ、職員に対して。確認ですけど、正確に知事に報告せよというふうに部下に指示を出したことがあるんでしょうか。これまでの一連の議会対応を見てみますとですね、全て知事の監督責任のね、これはもうある意味怠慢さがね原因ではないかと、これ言わざるを得ないような状況になっているんですね。

その点の知事の認識をもうちょっと明確に、県民が分かるように説明してくれませんか。

○玉城康裕証人 この間、県庁職員、特に担当部局においては、議会において、議員からの質問に対し、膨大な手元にある資料の中からできる限り、簡潔に答弁ができるように努め、説明責任を果たしてきたというように努めております。

当然、私も、その都度、その内容について後刻、報告を受け法律上のそごがないかどうかについても、点検をするということの作業も行っていました。

○大浜一郎委員 それでこのような状況ですが、今の状況ですか。

それを報告を受けて、今の状況だというのは非常に意味が分かりませんよ。

県民理解できませんよ。そこが分かりやすくちょっと教えてくれと私は言っているんです。

○玉城康裕証人 今の状況がどのような状況を指すかについては定かではないと思いますが、この間、ワシントン事務所のワシントンDCオフィス社の設立の経緯、それから米国における状況等々、報告が行われなかったことについてはきちんと地方自治法に基づいて、その調査を行い追認を行うという手続を取っていました。

○大浜一郎委員 今の状況がどういう状況かは定かではないかという、この知事の発言自体に私は非常に疑問に思います。非常に混乱しているじゃないですか。非常に混乱して疑惑が新しく新しく出てきたりもしているんですよ。

その状況を把握していない知事の、やはり監督責任をやはり問われますよ。

それでは、もう一度、明確に言ってください。今の発言は全く納得できない。

○玉城康裕証人 私は、行政の長として先ほど答弁をさせていただいたような、適切に対処するための指示を行い、職員が忠実に、そのために手続を行っているというように、真摯に対応し続けてきているというように思います。

○大浜一郎委員 先ほど下地委員が説明、質問したときの確認ですけどね。

平成27年から平安山さんは、権限がないにもかかわらず、クラカワー弁護士と契約をしております。これは継続契約になっているわけですね。

知事が先ほど申し上げたように、他のものは追認してあるというような発言がありましたけど、この直接契約をしているものについては、これは追認はしていないということですよね。今の答弁から聞くと。

○玉城康裕証人 当時追認する必要があったかどうかについては、調査をしなければならいだろうと思います。

○大浜一郎委員 調査をしなければならいということは、今、ずっと続いてきた契約に関しては、無効なのかな。無効ということになってしまうんじゃないですか。

権限がないものが直接、クラカワーさんと契約を結んでしまったというのは、権限与えていないんだから。

○玉城康裕証人 ワシントン事務所、ワシントンDCオフィス社、設立の前の契約については、確認をしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から契約を結んだ初代所長に権限があったのか、直接契約が成立していたのかどうか、との確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城康裕証人。

○玉城康裕証人 今日の私の答弁は、私の記憶に基づいて行われているものだというように認識をしておりますので、そのように答弁をさせていただいてお

ります。

○大浜一郎委員　しっかりとこれを事実関係をしっかりと調べてですね、しっかりとね、委員会に報告するようにしてください。お願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　知事よろしく願いいたします。

今までですね第三者委員会、そして監査委員の報告の中で、是正の指示や、このいろいろな不備に対する再発防止をですね、どのように知事自らから指示を行ったのか。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、委員長から新垣委員に対し検証委員会の言い間違いについて指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　検証委員会ですね、すみません。

○玉城康裕証人　ワシントンDCオフィス社について、およそ10年にわたって是正の措置が講じられなかった背景には、設立時に関係法令に対しての認識が甘かったということ。それから、それ以降のコミュニケーションの不足等々、いわゆる行政の事務執行において、本来の手続を取り入れていなかった、取っていないということに大きな要因があるというように認識をしております。

ですから、県庁としては、そのような事務執行上の欠落する部分が二度と生じることがないように、全庁的に、その内部統制の規定にのっとって、文書管理、それから公金の取扱いの管理等々について、しっかりと把握するようにということで指示を出しております。

○新垣光栄委員　そういった再発防止の指示を出しながら、今、遡及して是正

措置を行ってきたと思うんですけれども、その遡及して是正措置を行った件に関してですね、知事として、もう十分に行ったのか。まだ足りないところがあるのか、是正しなければいけない点があるのか、どういうお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 調査委員会の報告書等、それから監査からの指摘等を踏まえ、我々として取り得るべき是正の措置を取り、そしてその結果を報告書として公表させていただきました。

先ほど来ありますけれども、今後重大な新たな事由があった場合には、そのことについても、また検討の必要性も含めて、取り組んでいきたいと思います。

○新垣光栄委員 このワシントン問題調査特別委員会では、調査項目の中に虚偽の文書作成の件があるんですけれども、私は今聞いている中では、この最初のボタンのかけ違いからの報告とかですね、この体制の問題であるとは思っているんですけれども。知事として、文書偽造とかそういう疑いがないかという調査項目になっていることに対して、どのようにお考えでしょうか。

○玉城康裕証人 調査検証委員会からはそのような御指摘もありましたので、県として、そのような疑義をしっかりと払拭することができるかということについても、この間、丁寧に調査をし、ワシントン駐在からの資料等々も取り寄せて、確認をさせていただきました。

私は疑義はなかったと。そういうことは生じていなかったというように認識をしております。

○新垣光栄委員 最後になりますけれども、この、私は重要な拠点だと思っております。そして北米にも、こういう検証を全て終えてですね、早期にですね、事務所をつくるべきだと思っておりますけれども、その拠点の政策的意義、そして今後の体制について、最後にお聞かせください。

○玉城康裕証人 前回のワシントン事務所は、いわゆる基地問題の解決の促進を図るということが大きな目的で設置をされたものと、思料いたします。

今後、その北米事務所を立ち上げるに当たっては、基地問題のみならず、例えば交流ですとか、経済ですとか、様々な分野での北米活動の拠点として、どのような役割を担えるかということも総合的に検討をした上で、丁寧に準備を進めていければというふうに考えております。

○新垣光栄委員 ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原快佐委員から質疑を取上げる旨の申出があった)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

では続きまして、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 知事、よろしくお願いいたします。

ワシントン駐在問題調査特別委員会の役割というのは、事務手続をしっかりとやって、今後とも、再発防止策を確立することだと思います。

その点については、先ほど来、調査検証委員会の設置、その委員会の報告書を受けて再発防止策をまとめたというふうに理解していますし。先ほど来、徹底した確認チェック体制と、複合的にというか重層的に対応チェックもやっていくんだということなので、この点についてはしっかり取り組んでいるという認識の下に、質問についてですが。5点目の駐在拠点の政策的意義について、ワシントン事務所が果たした役割、私は本当に重要だと思っています。

とりわけ米国防総省の米政府監査院側への公式回答。これについては、もう辺野古新基地が完成されても代替となる滑走路が選定されなければ、普天間飛行場は日本に返還しないというのが合意なんだというのが明らかになりました。

それを受けて、現地にもしワシントン駐在がいるのであれば、じかにその直接調査を含めた対応が可能だったんじゃないかと思っていまして、この面で駐在員がいることの重要性について、もし知事としての所見が伺えたらと思います。

○玉城康裕証人 今般の教訓を踏まえてですね、法的に疑義のない、より高い透明性を持った駐在を配置することによって、委員のおっしゃっているそのような米国における情報収集活動は、活発に、そして俊敏に情報収集と提供が行われるであろうということは認識をしております。

○瀬長美佐雄委員 またワシントン事務所、駐在配置したことに伴う成果、多々あったと思うんですよ。とりわけ初代所長が言ったように、本来沖縄の基地問題が、米国にしっかりと伝わっているのであれば、ワシントン駐在、必要は

ないということを、あるインタビューで答えているのを私も直接見ましたが、まさにワシントン事務所の必要性はそこにあるんだろうとっていて、まず知事として、この間果たしてきた、ワシントン事務所の駐在があったがための成果というのは、どのような認識なのか幾つかお願いします。

○玉城康裕証人 駐在拠点を設けて、そこで駐在員が活動し、様々な関係者と面談を重ねることの必要性と重要性は間違いありません。そのことによって、より精度の高い情報を収集し、なおかつ、そのために、例えば日本政府に対して、その情報を基に、沖縄県の実情を米国に伝えつつ、日本政府にもその努力のための対話を要望するというようなことにもつながってきたというように思います。

引き続き、そのような方法が取れるよう検討してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 訪米した際に、嘉手納出身の方で、国連で働きたいんだということで、留学されている女性がいました。

今回、沖縄県地域外交人材育成ということで、外交もかなうような人材につながればいいなと思いますが、やはり A P A L A というアメリカ太平洋系アメリカ人労働者連合との連携、先日も知事も一緒に交流しましたが、あるいは P F A S の問題。

やはり今後とも早く設置して、この関係性を発展させる必要があると思いますがどうでしょうか。

○玉城康裕証人 多くの県民の皆さんは、この間のワシントン駐在の活動について、ある一定の評価をいただいている声もたくさん頂戴しております。

ですから、この今回のワシントン D C オフィス社の経緯の教訓と反省を踏まえて、より透明性の高い事務所の設置、駐在員の配置などについて、検討してまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 以上で、玉城証人に対する尋問は終了しました。

この際、玉城証人に対し、委員会を代表して一言お礼申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

玉城証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席。その後、今後の委員会運営について協議を行い、事務局から年度内の報告書作成は困難である旨の説明があった。また、野党・中立会派からワシントン駐在の初代所長及び初代副所長の再度の証人喚問と知事公室長への質疑を行いたい旨が提案され、与党会派において持ち帰り検討することとなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

今後の日程等については、先ほどお話したとおり、再度の証人尋問と、改めて執行部への質疑を行うことについては、一旦持ち帰って来週には返事をください。

日程については、それが決定しましたら、事務局のほうで調整をして、追ってお知らせします。

先ほど言いましたように3月中にやるのは、現公室長に対する質疑ということとはまず、日程的には頭入れといてください。よろしいですか。

では詳細については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎